

研究生の延長手続きについて

令和5年3月で研究生の研究期間が満了する者で、研究期間の延長を希望する者は、以下の手続きをしてください。

記

延長申請用願書を令和5年1月20日(金)17時までに提出してください。

※提出前に必ず指導教員の承認を貰ってください。

※研究生の延長は4年まで可能です。

(注意事項)

1. 今回の延長期間は令和5年9月までです。
それ以降は令和5年6月以降に再度申請してください。
2. 延長が許可された者で、大学院の入学者選抜を受験し合格した場合は、**研究生辞退届**を提出してください。
3. 研究生の延長が許可された場合、必ず所定の期間に延長手続きをしてください。手続きをしない場合、延長許可が取り消されます。

令和4年12月

経営学研究科教務グループ